

# 訂 正

※訂正箇所赤字

資 料 提 供  
令和7年2月24日

課 名	港湾振興課
担当者	吉牟田
電 話	082-513-4019
内 線	4018

## 地方港湾重井港における棧橋連絡橋の脱落について

### 1 主 旨

2月23日（日）地方港湾重井港の重井東において、棧橋への連絡橋の脱落が発生した。

### 2 事案の概要

- 発生日時 令和7年2月23日 18時頃
- 発生場所 地方港湾重井港 重井東（尾道市因島重井町）
- 現在の措置 立入禁止措置を実施
- 人的被害 なし

### 3 経過

2月23日（日） 18時頃 ~~県民釣り人が因島警察署~~尾道警察署因島分庁舎に通報  
その後、警察が東部建設事務所三原支所と重井港の管理  
事務を委託している尾道市へ連絡

19時 尾道市職員が現地確認  
尾道市から航路運航者（~~柁瀬戸内クルージング~~）へ使用中  
止を連絡

21時30分 立入禁止措置完了

2月24日（月） 10時 東部建設事務所三原支所職員が現地確認

### 4 現状

棧橋が使用できない状況であり、定期航路（尾道駅前～尾道新浜～因島重井東～須ノ上～瀬戸田沢～瀬戸田 12便／日）について、本日始発から重井東（利用者数：平日 約30人／日、土日祝 約80人／日）を飛ばして運航している。

### 5 今後の対応

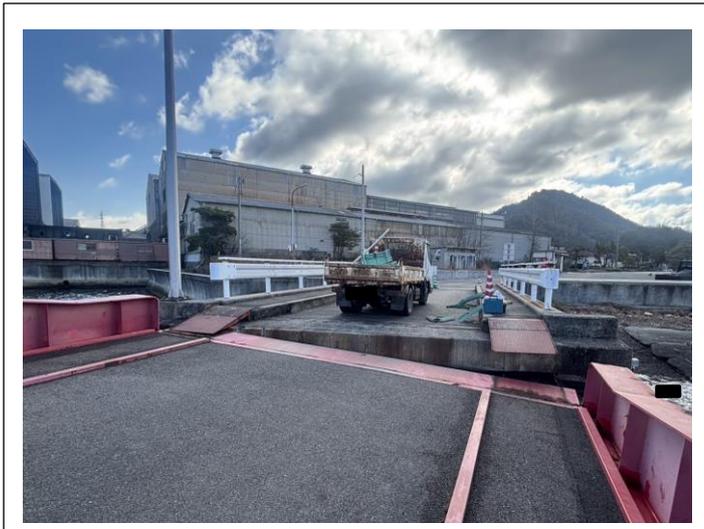
当面の間、棧橋の使用を中止し、近隣の公共棧橋利用などの代替策の検討を行うとともに、損傷状況の詳細調査を行い、早急な復旧に努める。

(位置図)



定期航路 (尾道～瀬戸田)

現地写真



(立入禁止措置後)